平成２４年（フ）第６１４号
埼玉県所沢市大字久米1417番地の19　レオパレス第２ベルプラッツ102
債務者　北林　達也
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９号
京都府福知山市字堀1658番地　コーポ芦原園202号
債務者　南　　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
埼玉県飯能市大字平松73番地１　平松団地13―103
債務者　橋谷田幸二
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７２号
群馬県高崎市末広町30番地32　シェルコート末広102号
債務者　丸山　芳広
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７４号
群馬県富岡市田篠1238番地19　田篠県営1978―Ｃ27号
債務者　小井戸清美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２８２号
岡山市南区当新田93番地24、旧住所岡山市東区瀬戸町沖191番地４　メゾンマスカットＢ―102号
債務者　渡　　淳市
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７１号
横浜市南区永田みなみ台１番１―1214号
債務者　種村みのる
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１３号
横浜市南区東蒔田町11番地１　橘田ビル303号
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６２０号
大阪府東大阪市西堤学園町１丁目４番10号
債務者　田坂　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９５７号
神奈川県大和市西鶴間４丁目11―13
債務者　小泉　浩二
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９５号
東京都板橋区中台１丁目44―３―202
債務者　桑原　義行
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９６号
東京都足立区大谷田４丁目10―２―101
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０５１号
東京都板橋区板橋２丁目61―17―702
債務者　山田　忠夫
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０７５号
東京都大田区西糀谷３丁目12―１―302
債務者　斎藤　麻穂
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０７８号
東京都足立区江北２丁目22―３―202
債務者　斉藤　一美（旧姓カーデェル）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０８０号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目６―９―103
債務者　伊東久美子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部